



町政ニュース

ご利用ください

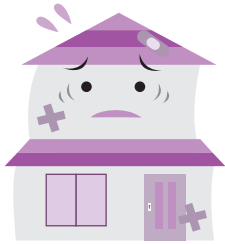
吉岡町住宅リフォーム促進事業補助金

町では、地域経済活性化対策の一環として町内の施工業者を利用して行った住宅リフォームに対して補助金の交付を行います。

▼補助内容 工事金額(税込み)が20万円以上の工事に対し10%に相当する額(千円未満は切り捨て)。ただし、補助金交付額が10万円を超える時は、10万円を上限。

▼リフォーム工事の要件

- ①町内に住所を有する事業所が行った工事
- ②補助金の交付決定を受けてから行った工事
- ③他の補助事業を重複して受けていない工事
- ④工事の実績報告書を平成27年2月27日までに提出すること
- ⑤工事金額(税込み)が20万円以上の住宅リフォーム工事



▼申請者に対する要件

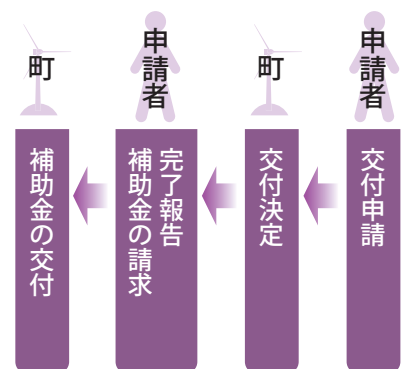
- ①リフォーム工事を行う住宅等を町内に所有し、居住している者で、かつ住民登録されている者
- ②町税を滞納していない者

▼申請時に必要な書類

- ①リフォーム工事前の住宅の状況を明らかにする写真
 - ②リフォーム工事内容を明らかにする図面
 - ③リフォーム工事見積書(併用住宅は個人住宅部分の見積書)
 - ④申請者の町税の完納証明書
 - ⑤対象住宅の固定資産税納税通知書および土地・家屋の課税資産の明細の写し(または固定資産税評価額証明書)
- ※ホームページから申請書をダウンロードできます。

※2月の大雪被害により、2月14日～3月31日までに町内施工業者を利用して住宅を修繕した人も、特例によりご利用いただけます。ご相談ください。

手続きの流れ



もしもの時に備えて

自宅の耐震診断をしませんか

木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者(一般社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者)を派遣します。

耐震診断費は無料ですが、診断調査員の交通費千円などを負担いただきます。該当建築物を所有し、居住している人で町税の滞納がないことが条件です。(貸家を除く)

住宅リフォームしたい人、町内業者さんにご利用しませんか?



▼問合せ先

産業建設課 産業振興室
☎ 26・2280 (直通)

URL <http://www.town.yoshioka.gunma.jp/>

▼該当する建物

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が1/2以上
- ②平屋建て・2階建て
- ③在来軸組構法によるもの

▼募集戸数 3戸

▼申込受付期間

4月8日～平成27年1月30日
診断日程は申込の翌月調整。
申込方法や必要書類などについては町ホームページをご覧ください。

▼問合せ先

産業建設課 都市建設室
☎ 26・2278 (直通)

ご存知ですか

福祉タクシー券の交付制度

町では、在宅の高齢者および障害者が医療機関へ通院する時に、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な場合、『基本料金分のタクシー利用券』を申請により交付しています。



世帯に70歳以上の人しかいないなら、タクシー券を町で出してもらうと良いですよ。



▼対象となる人

満70歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1・2級保持者、療育手帳の程度A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の保持者。

(町に1年以上住所を有する在宅の人にかぎります。)

また、自動車税または軽自動車税の減免を受けている者の世帯に属する人、生活保護者は対象となりません。)

▼タクシー利用券交付枚数

申請者および申請世帯に対し、年間48枚(月4枚)

▼申請方法

利用希望者は、福祉タクシー券交付申請書に所定の事項を記入し、手帳と印鑑を持参の上、健康福祉課福祉室へ申請してください。審査の上、交付します。※申請は、本人および家族の者以外が申請する場合は、委任状が必要です。

▼問合せ先

健康福祉課 福祉室
☎ 26・2247 (直通)

消費税率引き上げに伴う措置

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特別給付金

4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得が低い人への影響を緩和するための「臨時福祉給付金」、子育て世帯の人への影響を緩和するための「子育て世帯臨時特別給付金」を給付する予定です。

臨時福祉給付金

▼支給対象者

平成26年1月1日時点で吉岡町に住民登録しており、平成26年度分の町県民税(均等割)が課税されない人(非課税者)

▼支給されない人

課税されている人の扶養になっている人

●生活保護の被保護者

▼給付額

対象者一人につき1万円

※給付対象者が老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者の場合は、5千円を加算します。

詳しくは、広報よしおか2月号の折込みチラシをご覧ください。

子育て世帯臨時特別給付金

▼支給対象者

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人※職場から児童手当を受給している公務員も、この給付金は市町村へ申請が必要です。

▼支給されない人

●臨時福祉給付金の該当者
●生活保護の被保護者
●平成25年の所得が児童手当の所得制限額以上の人

▼給付額

対象児童一人につき1万円

※いずれの給付金も、平成26年1月1日時点で吉岡町に住所のない人は、1月1日に住所のあった市町村での申請となります。申請時期・手続きなどについては、決まり次第、広報誌や町ホームページなどでお知らせします。

▼問合せ先

健康福祉課 福祉室
☎ 26・2247 (直通)

今月の納税

固定資産税……………1期

納期限4月30日(水)

コンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

加入・離脱手続きを忘れずに

国民健康保険

退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険(国保)の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

国保に加入するとき

社会保険の加入者が退職したり、社会保険の扶養家族でなくなったなどの理由で国保に加入するときは、社会保険離脱証明書の交付を会社などで受けてください。

なお、退職された人で、厚生年金や共済年金の受給資格があり、その加入期間が20年以上(もしくは、40歳以降で10年以上)であれば、65歳までは退職者医療制度(退職国保)の対象(その人の被扶養者も対象)になります。手続きの際には、年金証書もご持参ください。

国保を離脱するとき

就職で会社の健康保険などに加入したときや、その扶養家族になったときは国保の喪失手続きが必要です。手続きの際は、会社等で交付された保険証を必ずご持参ください。

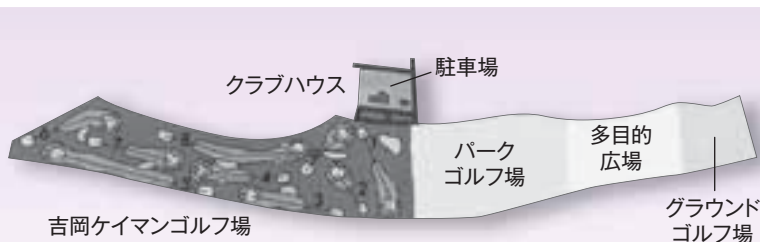
※国保の加入・離脱の手続きには、年金手帳が必要となる場合がありますので合わせてご持参ください。

※その他、届出については町のホームページもご覧ください。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室
☎ 26・2249 (直通)

届出の際には
印鑑を
お持ちください



吉岡ケイマンゴルフ場

グラウンドゴルフ場

よしおかひと昔

〜河川敷公園〜

吉岡町にケイマンゴルフ場がオープンしたのは平成三年九月。当初は県企業局が運営していましたが、その後に移譲され、現在は吉岡町振興公社が管理運営しています。

グラウンド・パーク・ケイマンと3種のゴルフに加え、テニスも楽しむことができ、県外からも大勢の利用者が訪れる場所となりました。

体を動かした後、よしおか温泉「リバートピア吉岡」で汗を流し、物産館「かきぐるま」で買い物をして帰る。

これからの季節、休日を過ごすのには、ぴったりの場所です。

このコーナーではひと昔前に町で起こったできごとやコースを紹介します。

ありがとうございます
前橋自動車教習所から
40本の交通横断旗を
いただきました

「前橋自動車教習所発足五十周年」を記念し、近隣市町村に寄贈されたものです。
各学校の登下校時、交通安全指導時に大切に使用させていただきます。

